

地域から日本を変える Local Initiatives Transform Japan

2005年(平成17年)
9月1日(毎月1日発行) No.122

サポートーズタイムズ

Supporters Times



前衆議院議員 秋葉 けんや 政策・活動リポート

改革を止めない、公約を守る！

郵政民営化法案の否決に伴い衆議院が解散されました。4月に衆議院議員に初当選させていただいてから、さっそく議員立法による「執行猶予者保護観察法の改正案」や「高齢者虐待防止法案」を提案し、その成立に向け頑張っていた矢先でしたので、たった3ヶ月余で解散となってしまったことはまことに残念です。

しかし、先の補欠選挙で私がみなさまに訴えました「官権から民権へ」という方向へ日本が大きく舵を切っていこうというその節目に、責任ある仕事をさせていただけることを大変幸せに思っています。

今回の解散・総選挙は、単に郵政民営化の是非論にとどまらず、国民との公約を守り、「改革をやり遂げるのか、後退していいのか」の選択を国民のみなさまに問いかける選挙です。私は、日本のためにではなく、ふるさと宮城のためにも力強く改革を推し進めます。

小泉郵政改革は行財政や年金などすべての改革の源です。官僚主導から脱却し、「民間にできることは民間に」、「大きな政府による無駄を省き、小さな政府を実現する」という改革を実現することは国民のみなさまとの約束です。

国会の審議で民主党は、郵政は大きな問題ではない「もっと大事なことがある」といって、対案すら出しませんでした。この郵政改革ができなくて、どんな大改革ができるのでしょうか。解散になってようやく、にわか作りの対案しか出せないような無責任な政党や勢力に、この日本を任せることはできません。

私は、3ヶ月前に議員立法によって国民のニーズを国政に反映させることをみなさまとお約束し、代議士に初当選させていただきました。いよいよこれからが本格始動のときです。理想主義の志を高く掲げて、必ず時代を変革する原動力になります。どうか再び国政に押し上げて下さいますよう何卒よろしくお願ひいたします。

改革に「Yes」を、しがらみに「No」を。
— 決めるのは国民です —



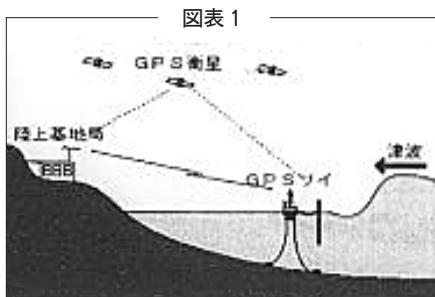
前衆議院議員
秋葉 けんや

ご案内

選挙事務所開き 8月27日(土) 午前10時

仙台市泉区八乙女中央2-5-3 TEL 022-218-8588 FAX 022-218-8544
※地下鉄八乙女駅から泉中央方向へ徒歩5分、仙台スタジアムの斜め向かい。4面に略図。

宮城県沖地震とそれに伴う津波の観測体制の現状



昭和53年の宮城県沖地震では宮城県民が大きな被害を受けました。この地震の後、地震予知連絡会^{*1}によって、宮城県東部と福島県東部は、特定観測地域^{*2}に指定されました。平成15年7月26日の宮城県北部連続地震の発生は、再び宮城県に多大な被害を再び生じさせると共に、改めて宮城県沖地震対策の必要性を県民に認識させました。ついこの間の8月16日にも震度6の地震が発生したばかりで、早急にかつ確実に進めていくことが必要です。

本年4月13日に地震調査委員会^{*3}によって公表された『活断層及び海溝型地震の長期評価的結果一覧』によれば、宮城県沖の大規模地震の発生確率（宮城県沖地震では30年内に発生する確率が99%に対し、福島県沖地震は7%以下にとどまっています）は高く予測されています。宮城県沖地震が発生した場合、地震動に連動し津波が発生する確率も高く、こうした事態に対応すべく、現在国土交通省を中心にGPS津波計による津波観測計画が、国家レベルで進められています。

ここで言及したGPS津波計とは人工衛星を利用して測量を行う方式をいい、これによって、地球を周回する人工衛星から発射された電波を受信・解析し、地球上の位置と高さを高精度に決定することが可能になります（図表1）。

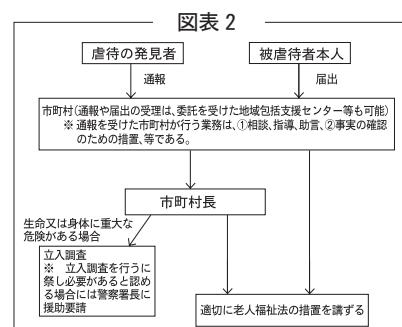
*1 地震予知連絡会は、政府の地震予知実用化促進に関する閣議了解（昭和43年5月）及び測地に学審議会建議（昭和43年7月）を踏まえて、地震予知に関する調査・観測・研究結果等の情報の交換とそれに基づく学術的な検討を行うことを目的にして昭和44年4月に国土地理院長によって発足された私的諮問機関。

*2 特定観測地域とは①過去に大地震があって、最近大地震が起きていない地域、②活構造地域、③最近地殻活動の活発、④社会的に重要な地域を意味します。

*3 地震調査委員会は、国の地震調査研究本部（本部長は文部科学大臣）を構成する委員会の一つ。

議員立法による『高齢者虐待防止』に向けた取組みが進められています！

今日の高齢化社会において介護が必要な高齢者を放置し、家庭や施設内で高齢者に対する虐待が深刻化しています。しかしながら、これまで、こうした高齢者に対する虐待は家庭内或いは施設内の問題として処理され、虐待防止のための法の整備も迅速には進められていませんでした。地域社会全体として高齢者の人権を保護するための体制を充実させ、虐待防止のための具体的対策を早急に講じるために、自民党若手衆議院議員が中心となってまとめた法案が『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案』（議員立法）です（とても残念ながら、8月8日の衆議院解散により、この法案は未了・廃案となりました）。この法案は、高齢者の虐待を①養護者による虐待と②養介護施設従業者などによる虐待に類型化し、①及び②の類型に該当する虐待行為を詳細に定義するのみならず（法案第1部の2条3項、4項及び5項）、高齢者虐待防止のための国、地方公共団体、そして国民の責務を規定し（法案第1部3条、4条）、更に虐待による高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、市町村の福祉事務に従事する職員による立入調査の裁量権を市町村長に与えている（右図表2参照）等の注目すべき規定を置いています。しかし加害者に対する罰則については、罰則規定整備の必要性を規定するにとどまっている等、罪法定主義（憲法第31条）の立場から、課題も残されていますが、速やかに対応し、国民ニーズに応えて参ります。



養護者による高齢者虐待の対応システム



食品の表示がすっきり分かりやすくなりました!!

今まで品質表示について『賞味期限』『品質保持期限』『消費期限』の3つによる旧制度と平成15年7月より始まった『賞味期限』と『消費期限』の2つのみとする新制度と併用されていました。そのため、消費者である私たちにとってはなかなか分かりづらく、実際食品を購入する時には似ている言葉の違いに迷ってしまうようなことも多かったと思います。

そんな品質表示が、先日8月1日より食品衛生法・JAS法により新制度に統一されることとなりました。これはもともと『食』の安全を求める私たち消費者からの声が農林水産省や厚生労働省に届き、取り組みが実現されたものであるといえます。

実際にどう変わったかと言いますと…

賞味期限⇒劣化が比較的遅い食品

例】カップ麺、牛乳、ジュース、等

決められた方法によって保存すると、期待される品質の保持が十分に可能と認められる年月日のこと。但し、この期間を過ぎてもすぐ食べられないという事ではありません。

消費期限⇒劣化が早い食品（5日以内くらい）

例】お惣菜、生麺、調理パン、等

決められた方法によって保存すると、腐ったり、変敗したりその他品質の劣化が原因で安全性を欠く恐れがないと認められる年月日のこと。この期間後は食べない方がいいという事です。

ただ、これらの表記はあくまで容器や包装を開封前の期限を表しています。ですから、一度開封した食品については表示期限に関わらず早めに食べるようにならうが安全だそうです。

詳しくは農林水産省 <http://www.maff.go.jp>、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>まで

待望の若林警察署（仮称）新設計画について！

宮城県内においては、刑法犯認知数が平成13年にピーク（49887件）に達した後、平成14年から平成16年の3年間においては連続して減少する（平成16年の刑法犯認知数は40211件）一方で、10年前の平成7年当時に比べ、刑法犯認知数では1.3倍に、また殺人、強盗等の重要犯罪認知数については1.6倍に増加しており、県内の治安情勢は深刻な状況にあります。また県の警察官一人当たりの人口負担は、全国平均（515人）よりも150人多い1665人で、全国で5位の高い負担となっています。特に、仙台市内の大規模警察署では業務負担が県下高く、管轄区域を分割し、警察官の業務負担の軽減を図り住民の安全を強化する必要性が、住民の皆さんから要望されてきました。そこで、平成26年3月をめどに現在の仙台南警察署は、太白区を管轄する仙台南警察署と、若林区を管轄する若林警察署（仮称：新設）に、分割され業務遂行に当たることが予定されています。

詳しくは、宮城県警 <http://www.police.pref.miagi.jp/top/topfr2.htm> をご覧下さい。

国外視察にいってきました 韓国

先月、自民党青年局による韓国視察が行われ、秋葉議員も参加してきました。

金子恭之局長を筆頭に谷本龍哉議員や柴山昌彦議員と共に青年局本部門店や独立記念館などを訪問するなど、歴史や政治などさまざまな側面から意見交換してきました。

韓国の若手議員との懇親会もを行い、国境を越えて活発な議論を行いました。



韓国サッカー選手と結婚された
女優安倍美穂子さんと



板門店前にて青年局メンバーと



パク・ヒテ国会副議長と

秋葉 賢也を再び国政に!!

早速、スケジュール帳にメモしていただければ幸いです。

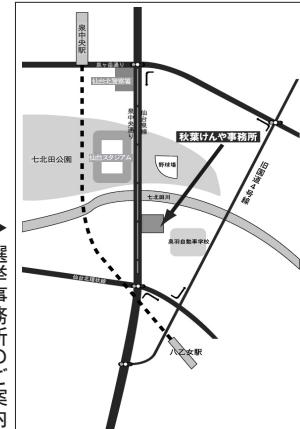
◆選挙事務所開き

日時 **8月27日**(土曜日) 午前10時

場所 秋葉けんやサポートーズ選挙事務所(右記の地図参照 or 秋葉のHP参照)

仙台市泉区八乙女中央2-5-3 Tel 022-218-8588 Fax 022-218-8544

※選挙事務所は、地下鉄八乙女駅から徒歩5分、仙台スタジアムの斜め向かい



◆衆議院総選挙宮城第2区(第一声)

日時 **8月30日**(火曜日) 午前9時30分

場所 秋葉けんやサポートーズ選挙事務所(右記の地図参照 or 秋葉のHP参照)

◆個人演説会

日時 **9月10日**(土曜日) 午後7時30分

場所 泉区中央市民センター 泉区市名坂東裏53-1 Tel 022-372-8101

Topics

仙台ナンバーが実現します！

国土交通省は、7月28日、宮城県内において現在認められている自動車のナンバーフレートの「宮城ナンバー」に加え、新たに「仙台ナンバー」を導入することを決定しました(2006年導入予定)。この「仙台ナンバー」の対象となるのは、仙台市に新規登録若しくは移転登録される自動車であり、導入基準である登録台数10万台以上の達成及び住民アンケートの実施等の要件を充たしたことに加え、住民の皆さんから27万8000名もの署名を集めたことが、今回の決定の大きな要因となったようです。

詳しくは、7月29日付『河北新報』をご覧下さい。

発見！国会トリビア！vol.4

『解散総選挙!!』

第4回国会トリビアでは、8月8日日本中の注目の中決定された衆議院の解散について取り上げたいと思います。

衆議院の解散には議員全員が任期満了による解散以外に、

- ①内閣が国民の意思を問うと決意した時(憲法7条に基づくため7条解散とも言われます)
- ②内閣不信任決議案が可決又は内閣信任決議案が否決された時(憲法69条に基づくため69条解散とも言われます)

②の場合、10日以内に解散しないと内閣は総辞職しなければならないのです。

ちなみに現憲法下19回の総選挙のうち任期満了解散は1回、69条解散は4回しかなく、残りはすべて7条による解散です。また解散にはさまざまなニックネームがついています。面白いものでは1953年第4次吉田内閣『バカヤロー解散』、1955年第1次鳩山内閣『天の声解散』、1966年第1次佐藤内閣『黒い霧解散』、1986年第2次中曾根内閣『死んだふり解散』、1993年宮沢内閣『うそつき解散』、2000年第1次森内閣『ミレニアム解散』等があります。そして前回10月にわずか19日で解散となった第2次小泉内閣は綿貫民雄議員により『馴れ合い解散』と名づけられました。そして今回は首相会見において、小泉首相自ら「郵政民営化について世論に問う『郵政解散』だ」と宣言されました。

秋葉 賢也(あきは けんや)プロフィール

- 昭和37年7月3日宮城県生まれ、43才。
- 角田高校を経て、中央大学法学部卒業。東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了。(財)松下政経塾卒塾(宮城県初)。
- 衆議院議員(一期)、法務委員会委員、保護司、宮城県トライアスロン協会副会長、宮城県セーリング連盟顧問など多方面で活躍中。
- 著書:「地方議会における議員立法」(文芸社)、「東北の夢創造」(ぎょうせい)。
- 趣味:野球・空手・ジョギングなどスポーツ、音楽、読書、映画。

